

合同チーム参加規程

1 趣旨

合同チームは、「部員不足」により単独校での大会参加を見合わせていたチームに出場の機会を与えるためのもので、強化を目的とした勝利至上主義であってはならない。

2 合同チームの構成

- (1) 部員とは、日本バレーボール協会に登録された選手を指し、マネージャー等は除く。
- (2) 部員不足とは、単一の学校で部員が5人以下であることを指す。
- (3) 一時的な欠員（傷病や事故等による）の場合は認められない。
- (4) 公立校・私立校を問わず、いずれの組合せも可とする。
ただし、京都府においては、両丹支部に所属するチームと南部に所属するチームの組合せは不可とする。
- (5) 合同チームを構成する学校数は制限しない。但し、本大会にエントリーできる人数は12名以下とする。
ただし、京都府予選中は、京都府内の実施要項と同様とする。
(例：『18名エントリー登録選手』から各『試合用メンバー』を選出すること。)
- (6) 監督・選手・マネージャーのエントリー人数は単独チームと同一とする。
- (7) 引率責任者は、原則として構成するすべての学校において必要とする。

3 編成期間

- (1) 合同チームの編成期間は、予選会申し込み時から本大会終了までとする。
- (2) 合同チームの編成は、予選会から本大会までの期間で変更することはできない。本大会の出場権を得た場合、合同チームを構成しているいずれかのチームの部員不足が解消されても合同チームで出場することとする。

4 合同チームの参加申請

- (1) 合同チームを編成する各校の学校長の承認を必要とする。
- (2) 合同チームを編成する教員または部活動指導員の1人が監督となる。
- (3) 申請書等
 - ア. 合同チームを編成する学校で【幹事校】を決める。
 - イ. 【幹事校】に「様式—合同1号」をそれぞれ提出。
 - ウ. 【幹事校】が合同チーム参加希望締切日までに「様式—合同2号」と「様式—合同1号」の写しを添付し、専門委員長に提出。
 - エ. 本専門部で審査し、編成基準に合致していると判断できる場合、参加を承認。
 - オ. 【幹事校】が参加承認の連絡後に大会参加を申し込む。
- (4) 申請書は、高体連バレーボール専門部の公式HPよりダウンロードして使用すること。

5 チーム名

- (1) 原則として合同チームを構成する校名の連記とする。

6 ユニフォーム

- (1) ユニフォームは統一することが望ましい。
- (2) 合同チームを構成する各校別々のユニフォームを着用する場合には背番号の重複を避け、リベロプレーヤーはリベロゼッケンを着用する。
- (3) 試合ごとに校名の違うユニフォームを着用してもよい。

7 シード権について

- (1) 合同チームが上位に入賞しても、次の大会のシード権は認められない。

8 大会参加料

- (1) 参加料は1チーム分とする。

9 合同チーム編成の特例

- (1) 合同チームを構成しているチームのうち、いずれかのチームが部員不足を解消した場合、部員不足が解消されていない構成チームは出場機会を失する可能性がある。そうしたチームの出場機会を確保するため、次の条件で合同チームを継続することを認めることがある。
 - ア. 部員不足が解消していないチームが他の部員不足のチームと合同チームを組むことが地理的な条件などにより難しいと判断される場合。
 - イ. 合同チームを構成するチームは、前年度に合同チームとして参加実績のあるチーム同士であること。
 - ウ. その他合理的と判断される理由がある場合。ただし、1の趣旨に反しないこと。
- (2) この特例をうける場合には、当該校の校長連名により京都府高等学校体育連盟会長及び本専門部に申請するものとする。
- (3) 特例適用の可否は、申請を受理した京都府高等学校体育連盟及び本専門部の連携の下、京都府高等学校体育連盟会長が承認する。

10 その他

- (1) 大会までに数回以上の合同練習を行い、できれば練習試合も行うことが望ましい。
- (2) 合同チームは大会ごとの登録とする。
- (3) 上記以外の要件が発生した場合、京都府高等学校体育連盟事務局、全国高体連バレーボール専門部、全国高等学校体育連盟等と協議の上、判断する。